

交渉経過報告書

川西市総務部行政室職員課

川西市中央町12番1号

TEL 072-740-1142

1、交渉概要

交渉職員団体	川西市職員組合
件名	春闘要求交渉
要求書提出日	平成23年2月9日
主な目的	職員団体より提出された春闘要求について、賃金体系に関する要求、労働条件に関する要求、非常勤職員に関する要求などについて交渉するもの
交渉の状況	交渉終了

2、交渉結果

最終回答日	平成23年3月22日
回答内容	<p>①人事院勧告及び自律的労使関係制度等について、国・県の動向を見ながら対応。労使による協議内容については、次年度に向けての継続協議。</p> <p>②定年延長制を見据えた制度づくりを、継続して協議。</p> <p>③非常勤職員の育児休業制度の見直しにかかる内容については、継続協議。</p> <p>④東日本大震災に関しては、応援要請について随時対応していく。</p>

3、交渉経過

交渉日	交渉内容の要旨
平成23年2月15日	<p>(当局側)</p> <p>人事院勧告のあり方及び自律的労使関係制度のあり方、定年延長制が検討されている中で、賃金体系については、地方公務員法を踏まえて国・県等の動向を見ながら判断していく。また、労使による協議についても、一定のルールづくりが必要であるため、双方で意見交換しながら協議を行いたいと考えている。</p> <p>労働条件に関しては、各種制度のあり方について協議するとともに、非常勤職員については、国の育児休業法の改正に伴っての措置を検討協議していく。</p> <p>雇用関係については、公契約のあり方を、また、全体的には、人事評価制度の実施に向けて協議をしていきたいと考えている。</p> <p>東日本大震災に関しては、すでに応援要請があり、職員の派遣をおこなっているが、今後同様、支援活動への協力をしていく方向である。</p>
平成23年3月22日	<p>(組合側)</p> <p>国民春闘要求書に基づき、生計費の原則を重視した賃金体系に関する要求、定年延長制や再任用制度、人員に関する要求、療養休暇制度等労働条件による要求、公契約のあり方を含め雇用関係の要求について説明。</p> <p>また、東日本大震災については、被災者の支援について、国・都道府県からの要請に応じていただく等の内容での申し入れに対する説明。</p> <p>人事院勧告がなくなるとされている中で、労使交渉については、これまで以上にルールづくりが必要になる。特に賃金・人員・労働条件については、事前協議も含め一定の決め事を協議する必要があると認識している。今後継続して協議したい旨申し入れ。</p> <p>また、定年延長制や休暇制度等についても、国の動向を見ながらの労使協議とすること。</p> <p>さらに、東日本大震災においては、組合としてもすでに支援活動を行っているが、今後長期化する中で、積極的な支援と派遣された職員の健康管理にも気配りを願う。</p>

交渉経過報告書

川西市総務部行政室職員課

川西市中央町12番1号

TEL 072-740-1142

1、交渉概要

交渉職員団体	自治労川西市職員労働組合
件名	春闘要求交渉
要求書提出日	平成23年2月28日
主な目的	職員団体より提出された春闘要求について、賃金体系に関する要求、労働条件に関する要求、非常勤職員に関する要求などについて交渉するもの
交渉の状況	交渉終了

2、交渉結果

最終回答日	平成23年3月22日
回答内容	<p>①人事院勧告及び自律的労使関係制度等について、国・県の動向を見ながら対応。労使による協議内容については、次年度に向けての継続協議。</p> <p>②定年延長制を見据えた制度づくりを、継続して協議。</p> <p>③非常勤職員の育児休業制度の見直しにかかる内容については、継続協議。</p> <p>④東日本大震災に関しては、応援要請について随時対応していく。</p>

3、交渉経過

交渉日	交渉内容の要旨
平成23年3月8日	<p>(当局側)</p> <p>人事院勧告のあり方及び自律的労使関係制度のあり方、定年延長制が検討されている中で、賃金体系については、地方公務員法を踏まえて国・県等の動向を見ながら判断していく。また、労使による協議についても、一定のルールづくりが必要であるため、双方で意見交換しながら協議を行いたいと考えている。</p> <p>労働条件に関しては、各種制度のあり方について協議するとともに、非常勤職員については、国の育児休業法の改正に伴っての措置を検討協議していく。</p> <p>雇用関係については、公契約のあり方を、また、全体的には、人事評価制度の実施に向けて協議をしていきたいと考えている。</p> <p>東日本大震災に関しては、すでに応援要請があり、職員の派遣をおこなっているが、今後同様、支援活動への協力をしていく方向である。</p>
平成23年3月22日	<p>(組合側)</p> <p>春闘統一要求書に基づき、生活実態を重視した賃金体系に関する要求、定年延長制や再任用制度、人員に関する要求、各種休暇制度等非常勤職員も含めた労働条件による要求、業務委託や公契約を含めた雇用関係の要求について説明。</p> <p>また、東日本大震災については、被災者の支援について、国・都道府県からの要請に応じていただく等の内容での申し入れに対する説明。</p> <p>人事院勧告がなくなるとされている中で、労使交渉については、これまで以上にルールづくりが必要になる。特に賃金・人員・労働条件については、事前協議も含め一定の決め事を協議する必要があると認識している。</p> <p>また、定年延長制や休暇制度等についても、国の動向を見ながらの労使協議とすること。</p> <p>さらに、東日本大震災においては、今後支援活動を行っていくことになるが、長期化する中で積極的な支援をお願いする。</p>